

# 選挙管理委員会議案

(令和元年第8回)

上 三 川 町

# 会 議 次 第

令和元年6月28日 午前11時

上三川町役場3階 中会議室

## 1 開会

## 2 挨拶

## 3 議事

議案第1号 参議院栃木県選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙における各投票区の投票所の場所について

議案第2号 参議院栃木県選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙における期日前投票所の場所について

議案第3号 在外選挙人が期日前投票を行う期日前投票所の指定について

議案第4号 参議院栃木県選出議員選挙における各投票区の投票管理者及びその職務代理者の住所及び氏名について

議案第5号 参議院比例代表選出議員選挙における各投票区の投票管理者及びその職務代理者の住所及び氏名について

議案第6号 参議院栃木県選出議員選挙における期日前投票所の投票管理者及びその職務代理者の住所及び氏名並びにその職務を行うべき日について

議案第7号 参議院比例代表選出議員選挙における期日前投票所の投票管理者及びその職務代理者の住所及び氏名並びにその職務を行うべき日について

議案第8号 参議院栃木県選出議員選挙における上三川町開票区の開票管理者及びその職務代理者の住所及び氏名について

- 議案第 9 号 参議院比例代表選出議員選挙における上三川町開票区の開票管理者及びその職務代理者の住所及び氏名について
- 議案第 10 号 参議院栃木県選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙における上三川町開票区の場所及び日時について
- 議案第 11 号 参議院栃木県選出議員選挙における上三川町開票区の開票立会人のくじを行う場所及び日時について
- 議案第 12 号 参議院比例代表選出議員選挙における上三川町開票区の開票立会人のくじを行う場所及び日時について
- 議案第 13 号 参議院栃木県選出議員選挙におけるポスター掲示場の設置場所について
- 議案第 14 号 参議院栃木県選出議員選挙における投票所内の候補者の氏名等の掲示の掲載の順序のくじを行う場所及び日時について
- 議案第 15 号 参議院議員通常選挙における不在者投票に関する委員会の定める日について
- 議案第 16 号 参議院栃木県選出議員選挙における期日前投票の投票立会人について
- 議案第 17 号 参議院比例代表選出議員選挙における期日前投票の投票立会人について
- 議案第 18 号 選挙人名簿抄本の閲覧状況の公表について
- 議案第 19 号 在外選挙人名簿抄本の閲覧状況の公表について

#### 4 その他

#### 5 閉会

議案第 1 号

参議院栃木県選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙における各投票区の投票所の場所について

令和元年 7 月 2 1 日執行の参議院栃木県選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙について、各投票区の投票所を次の場所に設けるものとする。

令和元年 6 月 2 8 日提出

上三川町選挙管理委員会委員長 森野利男

投票区名	投票所名	所 在
第 1 投票区	本郷小学校体育館	上三川町大字東蓼沼 2 5 1 番地
第 2 投票区	本郷北コミュニティセンターホール	上三川町大字西汗 1 5 2 8 番地 1
第 3 投票区	坂上小学校体育館	上三川町大字坂上 6 2 8 番地
第 4 投票区	中央公民館大ホール	上三川町大字上三川 3 9 7 0 番地
第 5 投票区	上三川町役場町民ホール	上三川町しらさぎ一丁目 1 番地
第 6 投票区	上三川小学校正面玄関ホール	上三川町大字上三川 4 5 9 4 番地
第 7 投票区	明治南小学校体育館	上三川町大字多功 1 4 1 2 番地
第 8 投票区	明治コミュニティセンターホール	上三川町大字大山 5 5 8 番地 1
第 9 投票区	北小学校体育館	上三川町大字上蒲生 1 7 2 5 番地

議案第 2 号

参議院栃木県選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙における期日前投票所の投票所の場所について

令和元年 7 月 21 日執行の参議院栃木県選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙について、期日前投票所を上三川町しらさぎ一丁目 1 番地上三川町役場町民ホールに設けるものとする。

令和元年 6 月 28 日提出

上三川町選挙管理委員会委員長 森野利男

議案第 3 号

在外選挙人が期日前投票を行う期日前投票所の指定について

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 49 条の 2 第 2 項の規定により読み替えて適用する第 48 条の 2 第 1 項の規定により、次の期日前投票所を在外選挙人名簿に登録されている選挙人が投票することができる期日前投票所として指定するものとする。

令和元年 6 月 28 日提出

上三川町選挙管理委員会委員長 森野利男

上三川町役場町民ホール期日前投票所 上三川町しらさぎ一丁目 1 番地

議案第 4 号

参議院栃木県選出議員選挙における各投票区の投票管理者及びその  
職務代理者の住所及び氏名について

令和元年 7 月 2 1 日執行の参議院栃木県選出議員選挙について、公職選挙法（昭  
和 2 5 年法律第 1 0 0 号）第 3 7 条第 2 項及び公職選挙法施行令（昭和 2 5 年政令  
第 8 9 号）第 2 4 条第 1 項の規定により、各投票区の投票管理者及びその職務を代  
理すべき者を次のとおり選任するものとする。

令和元年 6 月 2 8 日提出

上三川町選挙管理委員会委員長 森野利男

投票区名	投票管理者		投票管理者の職務を代理すべき者	
	住 所	氏 名	住 所	氏 名
第 1 投票区				
第 2 投票区				
第 3 投票区				
第 4 投票区				
第 5 投票区				
第 6 投票区				
第 7 投票区				
第 8 投票区				
第 9 投票区				

議案第 5 号

参議院比例代表選出議員選挙における各投票区の投票管理者及びその職務代理者の住所及び氏名について

令和元年 7 月 2 1 日執行の参議院比例代表選出議員選挙について、公職選挙法（昭和 2 5 年法律第 1 0 0 号）第 3 7 条第 2 項及び公職選挙法施行令（昭和 2 5 年政令第 8 9 号）第 2 4 条第 1 項の規定により、各投票区の投票管理者及びその職務を代理すべき者を次のとおり選任するものとする。

令和元年 6 月 2 8 日提出

上三川町選挙管理委員会委員長 森野利男

投票区名	投票管理者		投票管理者の職務を代理すべき者	
	住 所	氏 名	住 所	氏 名
第 1 投票区				
第 2 投票区				
第 3 投票区				
第 4 投票区				
第 5 投票区				
第 6 投票区				
第 7 投票区				
第 8 投票区				
第 9 投票区				

議案第6号

参議院栃木県選出議員選挙における期日前投票所の投票管理者及びその職務代理者の住所及び氏名並びにその職務を行うべき日について

令和元年7月21日執行の参議院栃木県選出議員選挙について、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第37条第2項及び公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第24条第1項の規定により、期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者を次のとおり選任するものとする。

令和元年6月28日提出

上三川町選挙管理委員会委員長 森野利男

期日前 投票所名	投票管理者			投票管理者の職務を代理すべき者		
	職務を行 うべき日	住 所	氏 名	職務を行 うべき日	住 所	氏 名
上三川町役場 町民ホール	7月5日			7月5日		
〃	7月6日			7月6日		
〃	7月7日			7月7日		
〃	7月8日			7月8日		
〃	7月9日			7月9日		
〃	7月10日			7月10日		
〃	7月11日			7月11日		
〃	7月12日			7月12日		
〃	7月13日			7月13日		
〃	7月14日			7月14日		
〃	7月15日			7月15日		
〃	7月16日			7月16日		
〃	7月17日			7月17日		
〃	7月18日			7月18日		
〃	7月19日			7月19日		
〃	7月20日			7月20日		

議案第 7 号

参議院比例代表選出議員選挙における期日前投票所の投票管理者及びその職務代理者の住所及び氏名並びにその職務を行うべき日について

令和元年 7 月 21 日執行の参議院比例代表選出議員選挙について、公職選挙法(昭和 25 年法律第 100 号)第 37 条第 2 項及び公職選挙法施行令(昭和 25 年政令第 89 号)第 24 条第 1 項の規定により、期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者を次のとおり選任するものとする。

令和元年 6 月 28 日提出

上三川町選挙管理委員会委員長 森野利男

期日前 投票所名	投票管理者			投票管理者の職務を代理すべき者		
	職務を行 うべき日	住 所	氏 名	職務を行 うべき日	住 所	氏 名
上三川町役場 町民ホール	7 月 5 日			7 月 5 日		
”	7 月 6 日			7 月 6 日		
”	7 月 7 日			7 月 7 日		
”	7 月 8 日			7 月 8 日		
”	7 月 9 日			7 月 9 日		
”	7 月 10 日			7 月 10 日		
”	7 月 11 日			7 月 11 日		
”	7 月 12 日			7 月 12 日		
”	7 月 13 日			7 月 13 日		
”	7 月 14 日			7 月 14 日		
”	7 月 15 日			7 月 15 日		
”	7 月 16 日			7 月 16 日		
”	7 月 17 日			7 月 17 日		
”	7 月 18 日			7 月 18 日		
”	7 月 19 日			7 月 19 日		
”	7 月 20 日			7 月 20 日		

議案第 8 号

参議院栃木県選出議員選挙における上三川町開票区の開票管理者及びその職務代理者の住所及び氏名について

令和元年 7 月 2 1 日執行の参議院栃木県選出議員選挙について、公職選挙法（昭和 2 5 年法律第 1 0 0 号）第 6 1 条第 2 項及び公職選挙法施行令（昭和 2 5 年政令第 8 9 号）第 6 7 条第 1 項の規定により、上三川町開票区の開票管理者及びその職務を代理すべき者を次のとおり選任するものとする。

令和元年 6 月 2 8 日提出

上三川町選挙管理委員会委員長 森野利男

開 票 管 理 者		開票管理者の職務を代理すべき者	
住 所	氏 名	住 所	氏 名

議案第9号

参議院比例代表選出議員選挙における上三川町開票区の開票管理者  
及びその職務代理者の住所及び氏名について

令和元年7月21日執行の参議院比例代表選出議員選挙について、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第61条第2項及び公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第67条第1項の規定により、上三川町開票区の開票管理者及びその職務を代理すべき者を次のとおり選任するものとする。

令和元年6月28日提出

上三川町選挙管理委員会委員長 森野利男

開 票 管 理 者		開票管理者の職務を代理すべき者	
住 所	氏 名	住 所	氏 名

議案第10号

参議院栃木県選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙における  
上三川町開票区の開票の場所及び日時について

令和元年7月21日執行の参議院栃木県選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙の上三川町開票区における開票は、次により行うものとする。

令和元年6月28日提出

上三川町選挙管理委員会委員長 森野利男

- 1 場所 上三川町大字上三川4270番地 上三川町体育センター
- 2 日時 令和元年7月21日 午後9時

議案第 1 1 号

参議院栃木県選出議員選挙における上三川町開票区の開票立会人の  
くじを行う場所及び日時について

令和元年 7 月 2 1 日執行の参議院栃木県選出議員選挙における上三川町開票区の  
開票立会人のくじは、次により行うものとする。

令和元年 6 月 2 8 日提出

上三川町選挙管理委員会委員長 森野利男

- 1 場所 上三川町しらさぎ一丁目 1 番地 上三川町役場 公室
- 2 日時 令和元年 7 月 1 8 日 午後 5 時 3 0 分

議案第 12 号

参議院比例代表選出議員選挙における上三川町開票区の開票立会人のくじを行う場所及び日時について

令和元年7月21日執行の参議院比例代表選出議員選挙における上三川町開票区の開票立会人のくじは、次により行うものとする。

令和元年6月28日提出

上三川町選挙管理委員会委員長 森野利男

- 1 場所 上三川町しらさぎ一丁目1番地 上三川町役場 公室
- 2 日時 令和元年7月18日 午後5時45分

議案第13号

参議院栃木県選出議員選挙におけるポスター掲示場の設置場所について

令和元年7月21日執行の参議院栃木県選出議員選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第144条の2第1項の規定によるポスター掲示場を次のとおり設置するものとする。

令和元年6月28日提出

上三川町選挙管理委員会委員長 森野利男

投票区名	数	ポスター掲示場の設置場所
第1投票区	9	上郷1区公民館・上郷2区公民館付近・上郷3区薬師堂・農村環境改善センター・本郷小学校・蓼沼配水場・向川原公民館・東汗公民館付近・本郷中学校
第2投票区	8	西汗上西(株人財クレイト付近)・本郷北コミュニティセンター・西汗コミュニティ運動広場・西汗下公民館・磯岡公民館・美里(みさと公園)・本郷台団地(ゆうがお公園)・西木代公民館
第3投票区	9	三ツ家公民館付近・常光坊(元消防倉庫付近)・五分一(上野自動車工業付近)・五分一(昭和シェルカソリスタント付近)・三村公民館・星宮神社付近・坂上河原公民館付近・三本木公民館付近・坂上小学校
第4投票区	7	上三川中学校(東側)・上三川中学校(西側)・下町教会付近・下町1区(キグナスカソリスタント付近)・中央公民館入口・下蒲生公民館・下蒲生(下蒲生バス停付近)
第5投票区	7	上三川町役場(南東側)・上三川町役場(北西側)・上町(並木公園)・峰町公民館・蒲生神社入口付近・日産上三川寮付近・日産白鷺寮付近
第6投票区	7	中町(中央十字路付近)・石和石材付近・東館地藏尊付近・井戸川公民館・桃畑公民館・上三川小学校・大町(大通り公園)
第7投票区	8	本町(石崎商店)・明治南コミュニティセンター・天神町(天神公園)・下多功(カートック小川付近)・下梁公民館・川中子1区(川中子バス停付近)・富士見台(谷中興産(株)付近)・県営住宅(西公園)
第8投票区	8	明治小学校・明治小学校学童保育館・上梁公民館付近・川中子2区公民館・下神主(水環境神主公園西)・上神主公民館付近・鞘堂公民館・ゆうきが丘(ゆうき公園)
第9投票区	8	北小学校東側入口・上蒲生北部公民館・日産第1アパート・日産第3アパート・川中子3区公民館付近・石田下坪公民館・西田南公民館付近(北側約100m)・石田コミュニティセンター

議案第 14 号

参議院栃木県選出議員選挙における投票所内の候補者の氏名等の掲  
示の掲載の順序のくじを行う場所及び日時について

令和元年 7 月 21 日執行の参議院栃木県選出議員選挙における公職選挙法（昭和  
25 年法律第 100 号）第 175 条第 3 項本文の規定による掲示の掲載の順序を定  
めるくじを行う場所及び日時を栃木県選挙等執行規程（昭和 25 年栃木県選挙管理  
委員会告示第 9 号）第 36 条の 2 第 2 項の規定により次のように定めるものとする。

令和元年 6 月 28 日提出

上三川町選挙管理委員会委員長 森野利男

掲示の掲載の順序を定めるくじを行う場所及び日時

場所	上三川町しらさぎ一丁目 1 番地 上三川町役場 公室
日時	令和元年 7 月 4 日 午後 5 時 30 分

議案第 15 号

参議院議員通常選挙における不在者投票に関する委員会の定める日  
について

公職選挙法施行令（昭和 25 年政令第 89 号）第 53 条第 1 項及び第 59 条の 4  
第 4 項に規定する市町の選挙管理委員会の定める日は、令和元年 7 月 21 日執行の  
参議院議員通常選挙については、令和元年 7 月 3 日とする。

令和元年 6 月 28 日提出

上三川町選挙管理委員会委員長 森野利男

議案第16号

参議院栃木県選出議員選挙における期日前投票の投票立会人について

令和元年7月21日執行の参議院栃木県選出議員選挙について、期日前投票所の投票立会人を次のとおり選任するものとする。

令和元年6月28日提出

上三川町選挙管理委員会委員長 森野利男

立ち会うべき日	選任月日	住所	生年月日	党派	氏名
7月5日	6月28日	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
	6月28日				
7月6日	6月28日				
	6月28日				
7月7日	6月28日				
	6月28日				
7月8日	6月28日				
	6月28日				
7月9日	6月28日				
	6月28日				
7月10日	6月28日				
	6月28日				
7月11日	6月28日				
	6月28日				
7月12日	6月28日				
	6月28日				
7月13日	6月28日				
	6月28日				
7月14日	6月28日				
	6月28日				
7月15日	6月28日				
	6月28日				
7月16日	6月28日				
	6月28日				
7月17日	6月28日				
	6月28日				
7月18日	6月28日				
	6月28日				
7月19日	6月28日				
	6月28日				
7月20日	6月28日				
	6月28日				

議案第 17 号

参議院比例代表選出議員選挙における期日前投票の投票立会人について

令和元年 7 月 21 日執行の参議院比例代表選出議員選挙について、期日前投票所の投票立会人を次のとおり選任するものとする。

令和元年 6 月 28 日提出

上三川町選挙管理委員会委員長 森野利男

立ち会 べき日	選任月日	住所	生年月日	党派	氏名
7 月 5 日	6 月 28 日				
	6 月 28 日				
7 月 6 日	6 月 28 日				
	6 月 28 日				
7 月 7 日	6 月 28 日				
	6 月 28 日				
7 月 8 日	6 月 28 日				
	6 月 28 日				
7 月 9 日	6 月 28 日				
	6 月 28 日				
7 月 10 日	6 月 28 日				
	6 月 28 日				
7 月 11 日	6 月 28 日				
	6 月 28 日				
7 月 12 日	6 月 28 日				
	6 月 28 日				
7 月 13 日	6 月 28 日				
	6 月 28 日				
7 月 14 日	6 月 28 日				
	6 月 28 日				
7 月 15 日	6 月 28 日				
	6 月 28 日				
7 月 16 日	6 月 28 日				
	6 月 28 日				
7 月 17 日	6 月 28 日				
	6 月 28 日				
7 月 18 日	6 月 28 日				
	6 月 28 日				
7 月 19 日	6 月 28 日				
	6 月 28 日				
7 月 20 日	6 月 28 日				
	6 月 28 日				

議案第 18 号

選挙人名簿抄本の閲覧状況の公表について

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 28 条の 4 第 7 項の規定により、平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間における選挙人名簿の抄本の閲覧状況を次のとおり公表する。

令和元年 6 月 28 日提出

上三川町選挙管理委員会委員長 森野利男

政治活動を目的とした選挙人名簿の抄本の閲覧

(公職選挙法第28条の2第1項関係)

申出者	利用目的の概要	閲覧の年月日	閲覧に係る選挙人の範囲

計 1 件

政治又は選挙に関する調査研究を目的とした選挙人名簿の抄本の閲覧

(公職選挙法第28条の3第1項関係)

申出者	利用目的の概要	閲覧の年月日	閲覧に係る選挙人の範囲

計 1 件

議案第 19 号

在外選挙人名簿抄本の閲覧状況の公表について

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 30 条の 12 において準用する同法第 28 条の 4 第 7 項の規定により、平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間における在外選挙人名簿の抄本の閲覧状況を次のとおり公表する。

令和元年 6 月 28 日提出

上三川町選挙管理委員会委員長 森野利男

政治活動を目的とした在外選挙人名簿の抄本の閲覧

(公職選挙法第30条の12において準用する同法第28条の2第1項関係)

申出者	利用目的の概要	閲覧の年月日	閲覧に係る選挙人の範囲
閲覧なし			

計 0 件

政治又は選挙に関する調査研究を目的とした在外選挙人名簿の抄本の閲覧

(公職選挙法第30条の12において準用する同法第28条の3第1項関係)

申出者	利用目的の概要	閲覧の年月日	閲覧に係る選挙人の範囲
閲覧なし			

計 0 件